

調布市立神代中学校 P T A

会則



令和5年度版

調布市立神代中学校 P T A 会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は調布市立神代中学校 P T A という。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は調布市立神代中学校内におく。

第 2 章 目的および活動

(目的)

第 3 条 本会は、在籍する生徒の保護者またはこれに代わる者（以下「保護者」という。）と教職員がともに知恵を出し合い、協働しながら、学校、家庭および地域社会における生徒の豊かな成長を支えることを目的とし、主体的に活動する。

(活動)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動をする。

(1) 学校および家庭における教育のあり方の理解とその振興のための活動

学校と家庭がそれぞれ教育の役割と責任を分担し、密接な関連を保ちながら生徒の指導が十分に行われるよう、学校における指導の方針や、家庭における教育のあり方等について相互の理解を深める。

(2) 生徒の校外における安全・安心な生活の支援のための活動

学校の教育方針に基づいた校外での生徒の指導に協力することや、通学路の安全や危険箇所の点検など、生徒が生活する場の教育環境の充実および校外における生活の安全の確保に努める。

(3) 地域とともにある学校づくりのための活動

学校、家庭および地域の連携による教育活動を支援し、地域ならではの豊かな教育環境を整え、心身ともに健全な発達を促すよう適切な支援を行う。

(4) その他、目的を達成するために必要な活動

学校における教育環境や社会変化の状況等に合わせ、その時に必要な活動を創

出して行うことで、保護者と教職員がともに考え、力を合わせて、生徒の豊かな成長を支える主体的で柔軟な組織体質を維持する。

(活動方針)

第5条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 原則として総会や常任委員会で協議された事項に基づき、会員からボランティアを募って主体的に活動する。すべての活動は、会員相互の支え合いによって成り立つ。
- (2) 児童、青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- (3) 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- (4) 本会または本会役員の名で公私の選挙の候補者を推せんしない。
- (5) 学校の人事その他管理には干渉しない。

第3章 会 員

(入退会)

第6条 本会は次の会員で組織し、入会の意思表示と共に会員となる。

- (1) 保護者
 - (2) 神代中学校の校長および教職員
- 2 会員は、在籍生徒の卒業または第1項に定める会員資格を喪失することにより自動的に退会となる。
- 3 事情により退会の申し出をする場合は、理由が記された任意の書面を副校長に直接提出するものとする。
- 4 会員は、総会の定めるところに従い、毎年会費を納めるものとする。但し、事情により減免することができる。

(呼称)

第7条 会員は、生徒および学校を温かい気持ちで応援する支援者でありたいとの願いを込めて「サポーター」と呼称する。

第4章 経 理

(収入の構成)

第8条 本会の活動に要する経費は、会費その他の収入によって支払われる。

(会計の原則)

第9条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

(会計監査)

第10条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 役員

(種別および定数)

第12条 本会に下の役員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 校長
- (3) 副会長3名(1名は学校代表)
- (4) 書記3名(1名は学校代表)
- (5) 会計3名(1名は学校代表)

会長が必要と認めた場合のみ、役員の数を変更することができる。

(選出)

第13条 役員は役員選出委員会の定める選出規定により選出する。

(任期)

第14条 役員は任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(職務)

第15条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときには会長の職務を代行する。
- 3 会計は次の職務を行う。
 - (1) 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。

- (2) 定期総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
 - (3) 本会の財産を管理する。
 - (4) 予算の立案について協力する。
- 4 書記は次の職務を行う。
- (1) 総会、諸委員会の議事ならびに本会の重要事項を記録する。
 - (2) 記録、通信、その他の書類を作成し、保管する。
 - (3) 会長の指示に従って本会の庶務を行う。
- (欠員補充)
- 第16条 役員のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第6章 会計監査委員

(定数及び活動)

- 第17条 本会の経理を監査するため、3名(1名は学校代表)の監査委員をおく。
- 2 会計監査委員は会員からの公募または役員選出委員会の定める選出規定により選出する。
 - 3 会計監査委員は原則として第13条の役員および委員を兼務しない。
 - 4 会計監査委員は必要に応じ随時会計監査を行うことができる。
 - 5 本会の収支決算を確認し、その結果を総会に報告する。
 - 6 会計監査委員の任期は1年とする。

第7章 総会

(構成)

- 第18条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

(種別)

- 第19条 総会は定期総会および臨時総会とする。
- 2 定期総会は原則として毎年4月に開催し、臨時総会は常任委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったとき、会長が招集する。

(形式と成立要件、議事)

第20条 総会の形式と成立要件、議事は次のとおりとする。

(1) 形式

総会審議は書面(電磁的記録を含む)によるものとする。但し、会員の出席が必要と常任委員会が認めたときは集会形式とする。

(2) 成立要件

総会は全会員の2分の1以上の表決書の提出または出席があった場合に成立する。但し集会形式の場合は、委任状を認める。

(3) 議事

総会の議事は、表決書の提出者または出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の時は議長が決定する。

(4) 総会では次の事項を審議、決定する。但し、議事内容については、総会の3日以上前に全会員に通知しなければならない。

①事業計画および予算

②事業報告および決算の承認

③会則の制定・改廃

④役員承認

⑤常任委員会において制定または改廃された細則の承認

第8章 常任委員会

(構成)

第21条 常任委員会は役員、クラス委員(正副学年委員長)各2名、専門委員(正副委員長)各2名をもって構成され総会に次ぐ議決機関である。会員からオブザーバー参加の要請があった場合は、会長が認めた場合に限り参加をすることができるが議事に関わることはできない。

(議事)

第22条 常任委員会は会長が招集し、次の事項を審議、決定する。

(1) 本会の運営全般に関する協議。

(2) 総会に提出する案件の審議、報告書の作成。

(3) 細則の制定または改廃。

2 常任委員会の議事は出席者の過半数で決める。

第9章 クラス委員会

(設置)

第23条 本会にクラス委員会をおくものとする。

- 2 クラス委員会の委員は、各学級の会員から2名を基準として役員が公募し、主体的に集まった委員とクラス委員担当教諭をもって構成する。クラス委員会は、初回のミーティングにおいて各学年の正副委員長を選ぶ。正副委員長は、クラス委員会の活動を統括し、常任委員会の構成メンバーとなる。
- 3 公募の結果、基準の人数に満たない場合は、会長が認めた場合のみ当該学級のクラス委員の設置を見送ることができる。
- 4 クラス委員会は、本会則第3条(目的)および第4条(活動方針)に基づく範囲内で、別に定める細則をもとに活動する。

第10章 専門委員会

(設置)

第24条 本会に次の専門委員会をおくことができる。

- (1) 広報(前期・後期)
 - (2) 安全
 - (3) ベルマーク
 - (4) バザー
 - (5) 役員選出
 - (6) その他
- 2 専門委員会は、役員からの公募によって主体的に集まった2名以上の委員と専門委員会担当教諭をもって構成し、上限は定めない。専門委員会は、初回のミーティングにおいて正副委員長を選ぶ。正副委員長は、専門委員会の活動を統括し、常任委員会の構成メンバーとなる。役員選出委員会は、委員と本部役員2名(うち1名は学校代表)で構成する。
 - 3 専門委員会の委員が集まらなかったときは、会長が認めた場合のみ、その専門委員会の活動を見送ることができる。役員選出委員が集まらない場合は、臨時的な措置として、役員がその活動を代行するものとする。
 - 4 専門委員会は、本会則第3条(目的)および第4条(活動方針)に基づく範囲内で、別

に定める細則をもとに活動する。

第11章 P T Aサークル

(設置)

第25条 本会にP T Aサークルをおくことができる。P T Aサークルは、本会則第3条(目的)および第4条(活動方針)に基づく範囲内で、別に定める細則をもとに活動する。

第12章 個人情報

第26条 本会は、個人情報保護に関する法令等を守るとともに、本会において取得・保持する個人情報については、P T A会則および細則に記載された目的と活動のために使用する。

- 2 本会において取得・保持する個人情報はこの会で適切に管理し、在籍生徒の卒業(転出)および在籍教職員の異動(退職)により破棄する。
- 3 本会が取得・保持する個人情報について会員本人から利用停止・追加・削除要請があったときは、速やかに対応する。
- 4 本会は、取得した個人情報を提供する場合には、必ず会員本人の同意を得ることとする。

第13章 細 則

第27条 本会の運営について必要な細則はこの会則に反しない限りにおいて、常任委員会の議決を経て決めることができる。

- 2 常任委員会は細則を制定または改廃する場合は、その結果を次期の総会に報告しなければならない。

第14章 会則の変更

第28条 本会則の変更は、総会表決書の提出者または出席の3分の2以上の同意により、改廃することができる。ただし、改正案は少なくとも総会の1週間前までに全会員に知らせておかなければならない。

第15章 附 則

第29条 本会則は昭和44年4月より実施する。

47年4月より

53年4月より

55年4月より

57年4月より

61年4月より

63年4月より

平成7年4月より

17年4月より

20年4月より

23年4月より

24年4月より

31年4月より

令和5年3月より

慶弔に関する細則

(適用範囲)

第1条 調布市立神代中学校PTAの会員に対する慶弔と見舞いに関する取扱いはこの細則の定めるところによる。

(種類)

第2条 この細則により贈呈する金品は、次のとおりとする。

(1) 生徒対象

- ①死亡 10,000円
- ②病気、負傷等で1ヶ月以上欠席のとき、見舞いとして 3,000円

(2) 会員対象

- ①死亡 5,000円
- ②結婚、出産祝(教職員、主事の場合のみ) 3,000円
- ③転・退職餞別(教職員、主事の場合のみ) 3,000円

(3) その他

この細則外で、特に必要と認められる事態が生じた場合は、会長の判断により執行することができる。

①部活動：関東大会、全国大会出場祝金

登録人数10人未満	宿泊なし	5,000円
	宿泊あり	10,000円
登録人数10人以上	宿泊なし	10,000円
	宿泊あり	20,000円

クラス委員会の活動に関する細則

(クラス委員会の活動)

第1条 クラス委員会の活動内容については、下に記載の基準によるものとする。

(1) 学級懇談会の開催（学級ごと）

学級懇談会は、クラス単位で任意に開催する。構成メンバーはクラスに関係する教職員と保護者とする。クラス単位で教育のあり方等についての情報交換や親睦を図ることを目的とする。

(2) 学年懇談会の開催（学年ごと）

学年懇談会は、学年単位で年に1回以上開催する。構成メンバーは学年に関係する教職員とクラス委員とする。学年単位で学校における指導の方針や、家庭における教育のあり方等について相互の理解を深めることを目的とする。

(3) 1学年のクラス委員は、修学旅行の選定に参加する。

3年次の修学旅行を手配する旅行業者を選定する場に立ち会い、学校が各社からの提案の内容及び価格等を総合的に判断し、最も適切と判断される旅行取り扱い業者を決定するための支援をする。

(4) 2学年のクラス委員は、進学フェアの活動を行う。

調布市公立学校PTA連合会が主催する進学フェアに参画し、生徒および保護者が進路に対する理解を深め、適切な準備を整える支援をする。

(5) 3学年のクラス委員は、卒業記念品の選定と二十歳を祝う会の準備を行う。

卒業に際し祝福の気持ちを込めた卒業記念品の選定および発注を行う。また、卒業から5年後に、調布市の式典「二十歳の集い（旧成人式）」に関連して開催される「二十歳を祝う会」に参画し、市内中学校PTAと協働で運営する。

(6) その他、クラスおよび学年単位で必要な活動。

学校における教育環境や社会変化の状況等に合わせ、その時に必要な活動を創出して実施することができる。

第2条 クラス委員は、年間計画を立案し、総会にはかってこれを執行するものとする。

専門委員会の活動に関する細則

(専門委員会の活動)

第1条 専門委員会の活動内容については、下に記載の基準によるものとする。専門委員会は、活動を指揮・采配し、必要に応じてPTA会員（サポーター）の協力を得ながら、目的の達成を目指すものとする。

(1) 広報（前期・後期）

定期的（前期1回、後期1回）に会報等を発行することで、学校および家庭が関係を維持し、相互の理解を深め、組織の連帯感を醸成する。

(2) 安全

生徒の登下校時の交通事故発生防止（自転車マナーを含む）を目的に、生活の中の可能な範囲で、巡視や挨拶等の声かけを地域と協力して実施する。

(3) ベルマーク

ベルマークを集めることで自分たちの学校に必要な教材や備品等を購入し、教育環境の充実に寄与するとともに、活動を通じた会員交流の機会を創出する。

(4) バザー

卒業して使わなくなった制服や、サイズが合わなくなった制服を集めてバザーを行い、渡す人の優しさとモノへの愛情を育む気持ちをつなぐ活動を行う。

(5) 役員選出

次年度の役員選出を円滑かつ公正に実施し、PTAの健全な発展に寄与することを目的とする。

(6) その他

学校における教育環境や社会変化の状況等に合わせ、その時に必要な活動を創出して実施する。

第2条 専門委員会は、年間計画を立案し、総会にはかってこれを執行するものとする。

P T A サークル活動に関する細則

(サークル活動)

第1条 P T A 会員は、P T A 活動の目的および活動方針に基づき、自主的にサークル活動を行うことができる。サークル活動実施にあたっては、以下の項目を遵守する。

(1) サークルの新設について

- ①新たにサークルの設置を希望する会員は、5名以上の活動を希望する賛同者を会員より募り、サークル設置願いを校長ならびに会長へ提出しなければならない。
- ②設置願いは別紙の様式1とする。

(2) サークル活動の目的と方針

- ①サークル活動は、P T A 活動の目的および活動方針に則したものであること。
- ②サークルはP T A 活動推進のため、必要に応じP T A 主催行事に協力すること。
- ③サークルの構成者は原則として現会員とするが、希望するO B 会員を含めることができる。
- ④活動に必要な経費は原則としてサークルに所属する会員が負担するが、P T A 会費から助成する場合もある。

(3) サークル連絡会

- ①サークルの活動を円滑に進めるため、サークル連絡会（サークル代表者会議）を設ける。
- ②連絡会は年2回開催するが、必要ある場合は臨時に開催できる。
- ③連絡会は会長、副会長、副校長、サークルの代表者によって構成される。
- ④連絡会は会長が招集する。
- ⑤連絡会では情報交換および会員への広報、会員募集に関する事、活動上の諸問題の対策、P T A 行事への協力、その他必要と認められる議題を協議する。
- ⑥連絡会の内容は、会長から常任委員会へ報告する。

(4) 活動報告

- ①各サークルは、年度始めに会員名簿（別紙の様式3）を会長に提出しなければならない。
- ②各サークルは、年度末に活動報告書を作り、会長に提出しなければならない。

(5) サークルの解散について

- ①サークルの活動内容が、P T A 活動の目的および活動方針から逸脱していると、校長・会長・常任委員会が判断した場合にはこれを通知し、サークルを解散させることができる。
- ②サークルを自主解散する際は、校長ならびに会長にサークル解散届を提出しなければならない。
- ③サークル解散届は別紙の様式2とする。

年 月 日

神代中学校学校長 殿
神代中学校PTA会長 殿
(写) 申請者本人

申請者氏名 _____
生徒学年・組・氏名 _____
住所 _____
電話番号 _____

サークル設置願い

PTA活動の目的、および活動方針に基づいて、次のサークル活動を実施したいので設置の許可をお願いいたします。

- (1) 名称 _____
- (2) 代表者および構成者氏名・生徒の学年・組・氏名 (別紙会員名簿添付)
- (3) 活動の目的 _____

- (4) 活動の内容 _____

- (5) 活動場所 _____
- (6) 活動日 _____
- (7) 時間 _____
- (8) 会費 _____
- (9) その他 _____

規約および上記活動目的から逸脱した活動となった場合は、通知によって解散いたします。

様式2

年 月 日

神代中学校学校長 殿

神代中学校PTA会長 殿

(写) 申請者本人

申請者氏名

生徒学年・組・氏名

住所

電話番号

サークル解散届

次のサークル活動を終了するため、PTAサークルを解散いたします。

- (1) 名称 _____
- (2) 代表者および構成者氏名・生徒の学年・組・氏名 (別紙会員名簿添付)
- (3) その他 _____

() 年度 サークル会員名簿

- (1) サークル名 ()
(2) 代表者氏名 ()
(3) 電 話 ()
(4) 携 帯 電 話 ()
(5) e - m a i l ()
(6) 在校生氏名 (年 組)
(7) 会 員 名 簿 (※備考欄にはOB・講師等を記入してください。)

No.	氏名	生徒名	学年	組	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					